

また、所及び部は、工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定において、ガイドラインに基づかずして施工計画書の承認日より算定方法を判断しているのは、適正でない。
所及び部は、工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直されたい。

(下水道局)

(表6) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
港区海岸二、三丁目付近再構築その2工事	令和2.2.21～令和4.9.26	1,270,830,000

(単位：円)

(表7) 工事の一部一時中止期間及び増加費用

工事中止期間	増加費用
令和2.6.3～令和2.9.27(中止期間73日間) (費用の算定対象日数は、工期延伸期間である59日間)	6,983,000

(単位：円)

(重点監査事項) (支出)

(3) 契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの
地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条では、契約は入札により締結するものとして
いる。そこで、工事請負契約においては、発注者が設計図及び仕様書を設計図書として、工事設計
書(工種・数量のみ記載し、単価・金額を記載していない工事費内訳表)を参考資料として提示し
(以下設計図書及び工事設計書を合わせて「設計図書等」という。)、入札参加者は設計図書等によ
り明確に定義された構築物の建設等をするために必要な金額を入札し、原則として、最も低い金額
で入札した者と入札金額で契約する。

契約手続に当たっては、契約金額の上限として設計金額に基づいて予定価格を定めるが、設計金
額の積算を誤った場合、予定価格も誤ったものとなる。誤った予定価格に基づき行った入札は、地
方自治法上は有効な契約手続とならないことから、契約締結前に予定価格の誤りが判明した場合に
は契約を締結すべきではない。

しかし、地方自治法上誤った契約手続によった場合であっても、一旦締結した契約は民法上有効
であり、履行を継続することができる。

ところで、設計金額を構成する労務単価、材料単価、仮設設備の機械経費や諸雑費、工事に必要
な電気料等(以下「単価及び仮設費等」という。)は、都の内部規定である積算基準に基づき積算す
るもので、設計図書等に明示されるものではない。

したがって、仮に積算基準に照らして、単価及び仮設費等が誤ったものであり、その結果、設計
金額が誤っていたとしても、設計図書等の内容自体には影響しない。入札参加者は、入札金額の見
積りに当たり、設計図書等が定める構築物等を建築するのに必要な単価及び仮設費等を自ら正しく
積算して入札していることから、発注者側の違算による予定価格の誤りと受注者側の積算自体には

直接関係がなく、契約は、設計図書等に基づき受注者側が積算した適正な契約金額で締結されてい
ることとなる。

契約変更を行う必要があるのは、設計図により示した構築物の形状や仕様書に記載した事項が変
更になるなどの設計図書等の内容が変更となる場合である。

以上のことから、設計図書等の変更を伴わない、設計金額の積算誤りのみを理由として、契約金
額を変更することは、制度的には本来想定されておらず、設計図書等により定めた契約の目的物を
確実にかつ最も経済的に入手することを目的とする入札制度の趣旨を阻害し兼ねない。

そこで、第二基幹施設再構築事務所において、表8及び表10の工事に係る契約変更内容を見た
ところ、

① 所は表8のとおり、森ヶ崎水再生センター東処理施設仮設掘削陸橋の防食工事を行っているが、
この工事の設計において、防食工等の積算単価を誤っていたためとして、表9のとおり、契約変
更を行っている。

② 表10のとおり、蛇崩川増強幹線を整備しているが、この工事の設計において、表11のとお
り、誤って積算したためとして、契約変更を行っている。

これらは、所が、設計図書等の変更を伴わない単価及び仮設費等に係る積算の誤りを理由とした
契約金額の変更を実施しているものであり、また、経理部がこれに基づき契約変更手続を行って
いることは、適正でない。

所及び部は、契約金額の変更に当たり、設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意
されたい。

(下水道局)

(表8) 契約の概要

契約件名	工期	当初契約金額
森ヶ崎水再生センター(東)仮設掘削陸橋防食工事	令和3.11.26～令和4.5.16	99,613,782

(単位：円)

(表9) 契約変更の概要

契約変更理由	変更額	変更後契約額
設計図書精査の結果、被覆防食工の材料単価等に差異が 確認されたため	39,260,118	138,873,900

(単位：円)

(表10) 契約の概要

契約件名	工期	当初契約金額
蛇崩川増強幹線工事	平成30.1.29～令和4.4.28	4,380,480,000

(単位：円)

(表 11) 契約変更の対価とすべきでない増減項目及び概算増減額 (単位：万円)

工種	増減額	限りの内容
管きよ工	270	坑内設備工・流体設備工の諸雑費計算誤り
(シールド工法)	△ 360	換気設備機械器具積料及び電力量の算定誤り
立坑設備工	1,165	土砂搬出設備に横込み費を算定していない
	1,165	電力設備工、受変電設備・配電設備・電動機設備の算定誤り
仮設工	△2,340	防音工、仮設防音壁設置日数、パネル数の誤り
	60	換気照明設備換気ファン台数の誤り
	△ 710	共通仮設費、現場管理費のうち、刃口金物製作費に係る経費精算の誤り
諸経費等	△8,760	共通仮設費、現場管理費、一般管理費のうち立坑工の発生土処分経費精算の誤り
合計	△9,550	

(支出)

(4) 雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの
建設部及び第一基幹施設再構築事務所は、みやぎ水再生センター雨水ポンプ棟の再構築を行っている。部は、表12のとおり、基本設計・実施設計を行った上で、躯体については委託により、ポンプ設備については部の直営により、それぞれ詳細設計を行っている。

これらの設計に基づき、所は、表13の工事により躯体を築造し、ポンプ製作・据付けや配管を

表14の工事により行っているが、この工事において、表15のとおり、躯体の開口部を変更する工事変更を行っている。

本来、雨水ポンプ棟の躯体はポンプ設備を設置するために構築するものであるから、ポンプ設備や配管の設置、維持が可能なように設計・施工されるべきものであり、ポンプ設備等の設計に変更がなければ、開口部を変更する必要はない。

工事変更の内容は表16のとおりであり、b部分及びc部分の変更は、いずれもポンプ設備等の設置・維持管理に必要な開口部の変更である。

しかしながら、b部分については、配管に必要な作業員や仮設足場の出入口が必要であるのに、あらかじめ開口部を設けず、耐震壁に開口部を新設し、配管後に閉塞したものであり、本来は、当初から必要な開口を前提として設計を行うべきものである。

また、c部分については、ポンプ所の稼働後において、降雨により雨水ポンプが稼働する度に、雨水槽の底に残った雨水を排除するバルブの点検・補修を行う場所に立ち入るための垂直のぼしごを手すりや踊り場のある階段に変更することを目的に床面の開口を拡張したものであり、維持管理要員の安全確保を考慮すれば、当初から階段を設置するものとして設計すべきものである。

a、b及びcの部分別内訳を作成していないため正確な金額を算定できないが、b部分及びc部分の変更のうち、躯体の修正に要した工事費をコンクリート打設体積等で按分等して試算すると、表17のとおり、1,959万1,000円の不経済支出となっている。

部は、雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり、配管に必要な作業員等の出入口や安全に維持管理を行うために必要な開口を設定されたい。

(下水道局)

(表 12) 設計の概要

契約件名	報告時期	設計対象
みやぎ水再生センター再構築設計委託(基本設計)	平成17年3月	ポンプ棟全体
みやぎ水再生センター雨水ポンプ棟設計委託(実施設計)	平成18年3月	ポンプ棟全体
みやぎ水再生センター雨水ポンプ棟設計委託の②	平成25年9月	躯体

(表 13) 躯体工事契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約金額	契約年月日	完了日
みやぎ水再生センター雨水ポンプ棟建設その4工事	3,076,466,400	平成26.3.14	平成29.7.3

(表 14) ポンプ設備工事契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約金額	契約年月日	完了日
みやぎ水再生センター雨水ポンプ棟ポンプ設備工事	1,156,958,000	令和元.6.14	令和4.8.4
	変更後1,221,822,371		

(表 15) 工事変更の概要 (単位：円)

区分	内容	契約金額増額
第8回工事変更	開口部拡張等、点検歩道の設置	39,259,000

(表 16) 第8回工事変更の内容

区分	内容	閉塞時期が異なるのみで当初設計において変更な設計がされていない。
a部分	配管材料搬入に利用する可能性があったため、B3Fに閉塞せずにおいて開口部を閉塞 コンクリート打設範囲：1,131mm×2,149mm(2.43㎡)	
b部分	配管するために直径600mmの開口部を設けていたが、配管に必要な作業員の出入り及び足場材料搬入口1,000mm×1,500mmを新設 開口部の周囲300mmに開口補強のための配筋及びコンクリート打設(1.5㎡)	
c部分	施工及び使用後の維持管理のために直径600mmの開口部を760mm×2,518mmに拡張し、点検歩廊・階段を設置 開口部の周囲270mmに開口補強のための配筋及びコンクリート打設(2.06㎡)	

(表 17) 不経済支出額の試算 (単位：円)

区分	工種等	変更金額(増分)	b部分コンクリート打設分
c部分 点検歩廊の設置	材料費	220,000	
	階段	190,000	
	鋼製加工品	20,000	
	補助材料費(率分)	115,000	
	労務費	305,000	
a b c部分 開口部変更	設備機械工	80,000	
	手すり	12,000	
	塗装	484,000	
	コンクリートアンカー	22,500,000	(注1) 11,925,000
設計金額計①	コンクリート閉塞	14,644,000	(注2) 7,322,000
	諸経費等	38,570,000	19,247,000
変更契約金額①×落札比率×1.1(千円未満切り捨て)		39,259,000	19,591,000

(注1) 開口築造・閉塞費をコンクリート打設体積で按分
(注2) 工事費で按分

(支出)
 (5) ファイナンス・リース契約に係る事務手続について
 施設管理部は、事業に必要な機器等の借入れを行うため、表18のとおり、リース契約を締結している。これらの契約について見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

(表18) 契約の概要 (単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	備考
1	サーパス機器（下水道台帳情報システム）の賃貸借	平成30.10.1～平成34（令和4）.9.30	307,368 （総額）14,753,664	
2	サーパス機器（下水道台帳情報システム）の賃貸借	令和4.10.1～令和5.3.31	128,920 （総額）773,520	項番1の再リース契約
3	イオンクローフトグラフ分析装置の賃貸借	令和4.4.1～令和9.3.31	3,510,980 （総額）210,658,800	
4	誘導統合フランス質量分析装置の賃貸借	平成31.4.1～平成36（令和6）.3.31	544,320 （総額）32,659,200	

ア 保守対象の設定及び積算を適切に行うべきもの
 表18の項番1及び項番2における契約の仕様書には、「保守対象となる物件は、本契約で調達する全ての機器等」と定められている。しかし、機器の内訳を見たところ、表19のとおり、保守を必要としないものが含まれており、適切でない。

また、当初のリース契約である項番1に係る積算において、内訳書では、保守料に関して、リース期間全体の見積金額と、保守が必要な機器等の価格に保守料率を乗じて得た金額とを比較し、低廉な方を採用すると記載されている。しかし、部は、保守が必要な機器等の価格に、前述した保守を必要としないものを含めて算定しており、適切でない。
 部は、保守対象の設定及び積算を適切に行われたい。

(下水道局)

(表19) 保守を必要としないもの

機器	保守を必要としないもの
本庁サーバー(1台)	・接続ケーブル
画像等データサーバー(1台)	・接続ケーブル
事業用用サーバー(8台)	・セキュリティファイヤー
	・接続ケーブル
	・転倒防止器具
無停電電源装置(10台)	・接続ケーブル

イ 月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの

デジタルサービス局が作成したシステム仕様書標準作成手順書（以下「手順書」という。）では、仕様書の基本的要件として、「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を作成、提出すること。」と記載するよう定めている。これは、再リースを行う際には、一

般的にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守を含むリース契約において、リース料と保守料の額を分けて把握しておく必要があるためである。ところで、表18の項番3及び項番4の契約について、手順書に沿って仕様書に賃借内訳書を作成、提出するよう定めているかを確認したところ、仕様書に定めはなく、適切でない。
 部は、月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を契約相手方に提出させるよう、仕様書に定められたい。

(下水道局)

教 育 庁

1 指摘事項
(重点監査事項) (歳出)

(1) 通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの

庁は、「未来の東京」戦略における「TOKYOサーバー・スクール・プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)の実現のため、都立高校において、令和4年度から段階的に1人1台端末を導入し、教育現場のデジタル化を強力に進めることで、子ども一人一人の理解度や進度に応じて個別最適化された学びや子供同士の主体的・対話的な学びなどを実現し、「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」の学びへと抜本的に転換を図っている。このプロジェクトを実現するために、学校現場では教員一人一人が端末を自在に操作し、端末を効果的に活用した学習の実現が喫緊の課題となっている。

この課題に取り組むため、教職員研修センター(以下「研修センター」という。)は、研修環境のデジタル化を進め、全ての研修に端末を取り入れた新たな形式による研修を実施することとした。そのため、従来、1 Gbps ベストエフォート(注1)であった通信帯域を1 Gbps 帯域保証型(注2)にすることとし、令和4年5月に、表1のとおり、回線提供委託契約を締結し、通信環境の増強及び安定化を図っている。

また、教育内容の指導を行う指導部及びプロジェクトを統括する総務部は、連携し、この課題に取り組んでいる。

この委託契約について見たところ、全研修に端末を取り入れた新たな形式による研修を実現するためには、研修内容や定員(1,750人)等将来の見込みに基づいた通信帯域を算定するべきところ、研修センターが保有する端末台数(500台)を根拠に算定したことから、通信帯域が不足することが認められた。

また、上記委託契約により通信環境の増強等を図ったものの、端末を活用した研修中に通信が途切れる事態が発生し、その際、一部の受講生は、印刷して用意しておいた用紙で演習をせざるを得ない状況も認められた。研修センターは、この原因を経年劣化したアクセスポイント等であるとして令和5年度に新しいアクセスポイント等に交換している。

本来、委託契約による通信環境の増強を行う際に、あらかじめ将来の見込みに基づいた通信帯域や、ポイントネットワークとなり得るアクセスポイント等の状況を把握し、併せて対策を行うべきところ、研修センターは、これを行っておらず適切ではない。

研修センターは、研修を確実に実施できるよう、通信環境について、将来見込みに基づいた通信帯域やポイントネットワークとなり得る箇所等に係る検討を適切に行った上、整備されたい。

同部は、研修センターが行う通信環境に係る検討及び整備について、プロジェクトを推進する立場から、連携し、適切に指導されたい。

(教育庁)

(注1) ベストエフォートとは、回線業者が提示した最大通信速度を上限とし、最大限に努力した速度でインターネットに接続すること。

(注2) 帯域保証型とは、通信の帯域が約束された通信回線のこと。

(表1) 契約の概要 (単位：円)

契約仕名	契約期間	契約金額(税込)
インターネット回線提供(2)	令和4.5.1～令和7.3.31	月額 396,000

(重点監査事項) (その他)

(2) 情報セキュリティ対策について

庁は、プロジェクトに基づく1人1台端末、1人1アカウント、教育用クラウドサービスの本格活用等をはじめとするデジタルの利活用を強力に推進している。

一方、各学校が保有する個人情報等重要な情報資産に対する脅威は高まっており、情報セキュリティ対策に関する意識・リテラシーを高め、主体的にその対策に取り組むことが求められている。そこで、各学校の情報セキュリティ対策を見たところ、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」において求める基本的対策は、おおむね行われていたものの、一部、適切でない状況が認められた。

ア サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの

各学校は、各学校が独自に調達し整備する情報ネットワーク及び端末等のシステムについて、サイバーセキュリティ管理者(校長)の責任において情報セキュリティの確保を行う必要がある。「サイバーセキュリティ実施手順(情報システム管理者用)及び(情報システム利用者用)」(以下「実施手順」という。)を定め、これを遵守する必要がある。

このため、総務部は、庁及び各学校の情報セキュリティ対策を統括する立場から、各学校の情報セキュリティ対策を指導している。

一方、都立学校教育部は、各学校へ配備するシステム運用を所管しており、システム運用に伴うセキュリティ対策の指導を行っている。

ところで、各学校の実施手順について抽出して確認したところ、実施手順の策定や更改等が適切に行われていない学校が複数校見受けられ、取扱いが形骸化している状況が認められた。

また、同部は、各学校が実施手順を作成するに当たり、同部間の調整が不十分なことから、それぞれに各学校を指導している状況が認められた。

各学校は、実施手順を適切に策定及び見直されたい。

総務部は、庁及び各学校の情報セキュリティ対策を統括する立場から、各学校が実施手順を作成するに当たり、都立学校教育部と調整を十分に図った上で、各学校の実態に即した適切な指示を行い、各学校のセキュリティ対策を指導されたい。

(教育庁)

イ 外部記憶媒体の管理簿等を適切に運用すべきもの

総務部では、教育庁サイバーセキュリティ安全管理措置（令和4年8月15日教育庁。以下「安全管理措置」という。）を定めている。

安全管理措置には、業務用外部記憶媒体の管理方法として、学校長は、教職員等に対し、やむを得ず、電磁的な情報を業務用外部記憶媒体に保管する等の許可を与えた場合は、管理簿等を作成するなど、定期的に媒体の紛失などがない旨を確認することとしている。

また、部は、管理簿等の参考様式として外部記憶媒体貸出管理簿（以下「管理簿」という。）と情報資産の持ち出し等許可申請書兼記録簿（以下「記録簿」という。）を示し、各学校へ周知及び指導している。

そこで各学校の管理簿等を確認したところ、墨田工科高等学校においては、個人情報を含む入学者選抜関係のデータを扱っているにもかかわらず、管理簿は使用しているものの、認証又は暗号化の有無と、データ消去の済、不要の記載がないことが認められた。

葛西工科高等学校においては、個人情報を含む考査等のデータについて、校内への持ち出しがなく、校外への持ち出しはないとして、管理簿及び記録簿を使用しておらず、認証又は暗号化の有無とデータ消去の済、不要の記載がないことや、情報資産の持ち出し許可を行っていないことが認められた。

部は、管理簿等の参考様式を周知し指導しているが、これらの事例について把握していない。各学校は、外部記憶媒体の管理簿等を適切に作成されたい。

部は、過去の定期監査においても、USBメモリの貸出しについて不適切な事例があったことを踏まえ、全ての学校において外部記憶媒体の管理簿等が適切に運用されるよう各学校を指導し、外部記録媒体の管理の適正化を徹底されたい。

（教育庁）

（繰出）

（3）遊具安全点検委託について

都立学校教育部は、令和4年9月に発生した送迎バスへの園児置き去り事故に端を発して、児童・生徒の安全管理を徹底するための緊急対策事業を行っており、その一環として、令和4年12月8日付4教学特第2012号「遊具等の安全点検委託の実施について（依頼）」により、鉄棒等の遊具について各学校へ実施を依頼し、その実施状況について各学校の指導を行っている。

八王子盲学校は、この依頼に基づき、表2のとおり、遊具の安全点検を委託する契約を締結している。

この契約について見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

ア 点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの

点検結果を見たところ、表3のとおり、5つの遊具について使用不可という判定がされていた。

八王子盲学校は視覚に障害のある生徒が通っているため、生徒の屋外活動時（校庭等を含む。）には必ず教員等が付き添うこととされている。このため、付き添いの教員等が遊具の使用不可を明確に認識することができるように対策を行う必要があるが、監査日（令和5年5月10日）現在、現地を確認したところ、ロープで封鎖する等の使用禁止処置が講じられている遊具はエとオの2つのみであり、アからウの3つの遊具には使用禁止処置を講じていないことが認められた。

学校によると、①学校関係者には令和5年3月15日の校内会議で点検結果を周知し、幼児・児童・生徒に使用させることがないよう注意喚起していること、②アとイの遊具は校庭にあり、仮設校舎建設のため、5月（5月15日から仮囲い予定）には校庭遊具全てが撤去予定であったこと、③ウの遊具は寄宿舎の園庭にあり、寄宿舎の利用者がいないため撤去された敷地内であったことから、使用禁止処置を講じていなかったとしている。

しかしながら、表3及び表4のとおり、点検結果を見るとハザード3（生命に危険、重度の恒久的な障害をもたらさしうるハザードがある状態）のもの、劣化判定d（緊急修繕が必要な劣化がある状態）のものがあり、幼児・児童・生徒の安全を確保するためにも、使用不可とされた遊具については、ロープで封鎖する等誰もが明確に認識できるように、使用禁止処置を速やかに講じることが重要である。

学校は、点検結果が使用不可である遊具について、速やかに使用禁止処置を講じられたい。部は、各学校の遊具の安全管理について指導されたい。

（教育庁）

（表2）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
都立八王子盲学校 遊具等の安全点検委託	令和5.2.8～令和5.3.17	176,000

（表3）使用不可とされた遊具一覧

項番	遊具名称	設置場所	点検結果：使用不可		使用禁止処置
			ハザードレベル	劣化判定	
ア	ジャンダルジム	校庭	2	d	D
イ	2 連型鉄棒	校庭	3	b	C
ウ	滑り台（小型複合遊具）	寄宿舎園庭	3	c	C
エ	登り棒	校庭	3	c	C
オ	滑り台	校庭	3	c	C

（注）社団法人公園施設業協会の定める「遊具の安全に関する規準」により、総合判定Cのうちハザードレベル3、総合判定Dは使用不可とされる。

(表4)表3のハザードレベル・劣化判定・総合判定について

ハザードレベル	2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらさしうるハザードがある状態
	3	生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらさしうるハザードがある状態
劣化判定	b	軽微な劣化がある状態
	c	修繕の必要な劣化がある状態
	d	緊急修繕が必要な劣化がある状態
	e	異常があり、修繕又は対策が必要
総合判定	C	危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要又は、放棄し更新を検討
	D	

イ 点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの

仕様書には、「点検終了後、点検結果報告書及び委託完了届を委託者へ提出の上、検査を受けること」と定められている。

そこで、学校に点検結果報告書及び委託完了届の検査日を確認したところ、点検報告書は、前述のフに記載した令和5年3月15日の校内会議直前に提出されたとしている(報告書の提出日は確認できなかった。)にもかかわらず、委託完了届の検査日は令和5年2月22日であることが認められた。

契約金の支払は履行期限日の令和5年3月17日に行われているため、報告書提出後にされているものの、仕様書に則り、委託完了届には、報告書を受領した後、検査の上、検査日を記入することが適正である。

学校は、点検委託契約に係る検査を適正に行われた。部は、各学校の点検委託契約に係る検査について指導されたい。

(教育庁)

(歳出)

(4) 消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの

「教育長の権限に属する契約に関する事務の委任及び補助執行について」(平成3年3月20日付2教総総第609号)によれば、都立学校における予定価格40万円以上の物品購入契約については、学校経営支援センターが事務手続を行うこととなっている。

墨田区立高等学校では、令和5年1月5日に消防設備点検を行った結果、消火器86本について期限切れにより交換が必要であると判明した。学校は、消火器を購入するに当たって、センターから、消火器の流通状況が不安定なため数量が多い場合は契約が不調となる可能性が高く、センターで購入手続を行った場合、年度内の新品が難しいと語があったため、消火器をセンターではなく学校で購入するための手続を行い、表5のとおり、契約を2回に分け、同時期に随意契約で分割発注したとしている。

しかしながら、消火器には交換期限が記載されていることから、交換が必要となる時期は前もって把握でき、学校は年度当初には適切な購入計画を立てることができたところである。学校が消火

器の交換期限を把握していなかった結果、随意契約の分割発注によって購入したことは適切ではない。

児童・生徒の安全を確保するために消防設備の維持管理は厳重に行うべきであるとともに、契約事務においても、経済性、公平性、競争性、透明性の観点から随意契約ではなく競争入札を行うことが必要である。

学校は、消火器の交換期限を把握し、適正な購入契約を行われた。

都立学校教育部は、令和4年定期監査における学校の消防用設備の点検及び避難経路の確保等の防火管理体制に係る指摘を踏まえ、令和4年9月26日付4教字第1675号「都立学校における防火管理者の業務について(通知)」において、各学校の防火管理者に対し校内の防火管理体制の整備について注意喚起を行っているが、このような事態が発生している状況から、改めて消防用設備の適切な維持管理に係る徹底した指導を行われた。

(教育庁)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	消火器の購入	令和5.3.6～令和5.3.10	363,000	A
2	消火器の購入	令和5.3.10～令和5.3.15	346,500	A

(歳出)

(5) 通学路交通誘導警備業務委託について

中部学校経営支援センターは、都立特別支援学校の児童・生徒を対象として、登下校時の交差点等における立哨や交通安全の確保に必要な措置をとるため、表6をはじめとして、交通誘導警備員を配置する契約を締結している。

このことについて見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 確実な履行を担保するための態勢を整えるべきもの

当該契約の仕様書によると、受託者は、本委託業務が滞ることのないよう十分な体制をとることとなっており、不測の事態等により当日配置を予定していた業務従事者が業務に従事できないことが判明した場合には、受託者は代替の者を従事させるとともに、保全監督員(学校担当者)と委託者(センター)に連絡を行うこととなっている。

ところで、表6項番1の大塚ろう学校における契約の履行状況について確認したところ、令和4年6月30日午前(8:15～9:15)は、従事予定者が寝所の理由で欠勤したにもかかわらず、代替者は配置されず、履行はされなかったことが認められた。

これは、当該従事者が起床し受託者に連絡した時点で、午前の業務終了間際であり、受託者が代替者を配置することができなかったためである。

また、仕様書によると、保全監督員が受託者の履行状況を知り得るのは、日々の業務終了の都度、業務従事者から提出される「業務依頼書兼実績報告書」の確認時であり、業務開始時には履行状況の把握をしていない状況である。

しかしながら、本件業務は、交通量の多い幹線道路（平成30年4月2日付東京都公安委員会告示第130号に定める路線）に位置する履行場所において、当該学校の児童・生徒が、登下校時に交通事故の被害を受けないよう安全を確保するために日々実施していることから、確実な履行が求められる。

センターは、仕様書において受託者が従事者の業務状況を把握し、確実に実施できるよう規定し、受託者による確実な履行を担保するための態勢を整えられたい。

(教育庁)

イ 業務従事者の把握を適切に行えるよう改めるべきもの

当該契約の仕様書によると、受託者は、契約締結後速やかに、配置場所に従事者について、警備員の名簿の写し及び仕籍を証明するものを提出し、センターの確認を得ることとなっている。ところで、表6項番2の光明学園における契約の履行状況について確認したところ、受託者から提出された名簿（2名分）に記載のない者が従事している場合が多数見受けられた（5名分）。

本件業務は、直接当該学校の児童・生徒と接する性質のものであることから、実際に業務に従事する者について、保全監督員及び委託者が把握していないことは適切でない。

センターは、仕様書に従事者の追加・変更がある場合には、原則として事前に、事後やむを得ないときは速やかに名簿等を提出することを明記するなど、センター及び学校が業務従事者の把握を適切に行えるよう改められたい。

(教育庁)

(表6) 学校通学路交通誘導警備業務委託契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	履行場所	契約金額 (税込)	契約相手方
1	都立大塚ろう学校通学路交通誘導警備業務委託 (単価契約)	令和4.4.1～ 令和5.3.31	豊島区東鳴3-31 (地蔵通り入口 横断歩道)	3,392,730 (推定総金額)	B
2	都立光明学園通学路交通誘導警備業務委託 (単価契約)	令和4.4.1～ 令和5.3.31	世田谷区松原6-38-27 (光明学園 西棟正門付近)	2,945,800 (推定総金額)	B

(歳出)

(6) 非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの

都立学校教育部は、地震等の非常災害が発生した場合において、学校に在籍する生徒及び教職員の生命維持に資するため、食糧品等の備蓄品の購入・配備を行っている。

ところで、立川国際中等教育学校附属小学校（令和4年4月開校）への備蓄品の配備状況について見たところ、備蓄品の納入は令和4年8月30日であった。（表7）

このことについて、部は、当該小学校は、開校後令和4年8月31日までの間、仮設校舎を使用しており、敷地内に十分なスペースがなかったため、やむなく、令和4年度1学期の間は当該小学校への備蓄品の配備を見合わせたとしている。

しかしながら、「学校危機管理マニュアル（平成25年改訂 東京都教育委員会）」では、学校は、児童・生徒のために食糧・飲料水・毛布を備蓄すること、各学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、日頃から各物資の納入場所等の確認を行い、教職員に備蓄場所を周知徹底することが規定されている。

部は、学校と備蓄品の保管スペースについて適切に調整の上、開校時までに1年生児童70名及び教員5名分の備蓄品の配備を行うべきであった。

部は、都立学校における非常災害用備蓄品の配備を適切に行われたい。

(教育庁)

(表7) 立川国際中等教育学校附属小学校への備蓄品の配備に係る契約

(単位：円)

契約件名	契約日	納入期限	契約金額 (税込)	品名及び数量
令和4年度都立立川国際中等教育学校附属小学校非常災害用備蓄品の買入れ	令和4.6.7	令和4.8.31	745,589	乾燥アルファ化米500食、クランチカー280食、飲料水912本、毛布80枚

(歳出)

(7) CALL 教室等の管理について

各学校では、主に外国語や情報の授業を行うためCALL教室を設置しており、専用サーバー、教員用端末、生徒用端末、ソフトウェア、プリンターなどの周辺機器などが整備され、教員用端末からは生徒用端末が閲覧できるようになっている。

都立学校教育部は、CALL教室の周辺機器等の運用について所管しており、各学校への指導を行っている。

部が所管するCALL教室及び各学校が所管するシステム（以下「CALL教室等」という。）へのインターネット接続契約は合わせて各学校が行っており、授業用ソフトも学校が導入している。

そこで、このインターネット接続契約及び授業用ソフト導入状況について見たところ、次のとおり適切ではない事例が認められた。

インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの

都立学校教育部では、CALL教室へのインターネット回線については、部が指定する周辺機器側で有害サイト等へのアクセス制限を行っているため、学校で行うインターネット接続契約で改めてアクセス制限を契約する必要はないとしている。

総務部では、情報セキュリティを統括しており、各学校が、インターネット接続契約を行う際に、独自ドメイン登録管理、複数メールアドレス（以下「独自ドメイン等」という。）等の外部サービスを利用する場合は、当該サービスを利用することによって生じるリスク等について利用の可否や条件を判断する必要があり、各学校のインターネット接続契約を見たところ、表8のとおり、

- ① 部が指定する周辺機器側で有害サイト等へのアクセス制限を行っているにもかかわらず、学校で行うインターネット接続契約で改めてアクセス制限を契約していたこと
- ② 独自ドメイン等について総務部へ申請を行っておらず、また、承認を受けていないことが認められた。

学校で行うインターネット接続契約でアクセス制限を契約する必要はないにもかかわらず、改めて学校側でも契約していたこと、独自ドメイン等について定められた手続を逐一に契約を締結していることは適切でない。

上記①について、都立学校教育部は、CALL教室を所管する立場から、各学校を指導すべきであるが、これを行っていないことは適切でない。

上記②について、総務部は、庁の情報セキュリティを統括する立場から、各学校を指導すべきであるが、これを行っていないことは適切でない。

各学校は、インターネット接続契約における手続を適切に行われない。
同部は、各学校に対し、インターネット接続契約に係る手続を適切に行うよう各学校を指導されたい。

(教育庁)

(表8) 各学校のインターネット接続契約

高校名	契約内容	問題点
南平	Bフレッツアカデミックライセンスサーバー フレイムライター(注)	①CALL教室の周辺機器側でアクセス制限を行っているにもかかわらず、学校で行うインターネット接続契約で改めてアクセス制限の契約を行っている。
蒲田	Bフレッツアカデミックライセンスサーバー フレイムライター(注)	②総務部へ利用申請を行っておらず、総務部から承認も受けていない。
荒川工科	独自ドメイン登録管理 複数メールアドレス 4件	
八潮	独自ドメイン登録管理 複数メールアドレス 3件	

(注) 契約内容にサーバーがつかうものは、アクセス制限がある。

授業用ソフトを経済的に導入すべきもの

都立学校教育部では、CALL教室用の授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校経営支援センターで調達する場合（CALL教室がある都立高校等196校中54校）を認めている。

このため、各学校での調達と東部学校経営支援センターで調達した場合とを抽出して比較したところ、表9のとおり、同様の授業用ソフトを調達しているにもかかわらず、各学校での調達は、1台で全端末をカバーする購入契約で、センター契約の場合は、端末ごとのリース契約となっていたが、センター契約での調達の方が経済的であることが認められた。また、部がその他案件について確認したところ、抽出した案件以外にもほぼ同様の状況であった。

このことについて、部は、センター契約の場合、総価契約のリース契約であり、各学校での調達とは単純に比較できないとしている。

しかしながら、同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。

過去の定例監査においても、学校ごとに行っている契約をセンターに集約して契約すべき事例があったことを踏まえ、各学校、センター及び部は、授業用ソフトを経済的に導入されたい。

(教育庁)

(表9) 各学校とセンターで契約している場合の比較表

(単位：円)

高校名	各学校で契約している場合		センターで契約している場合	
	仕様内容	購入金額 (消費税込)	仕様内容	契約相当額 (注) (消費税込)
荒川工科	1台で全端末をカバーする購入契約	104,500	端末ごとのリース契約	63,067
若葉総合		93,500	墨田川	63,980
		91,300	徳崎	65,753
	平均	96,433	平均	64,266

(注) 契約相当額は、積算額と落札率から監査事務局において試算した契約金額である。

(財産)

(8) 教育財産の目的外使用許可について

中央図書館は、施設利用者の利便を図るため、表10のとおり、食堂等の設置・運営事業者（以下「事業者」という。）に対し、使用部分に係る教育財産の目的外使用許可を行っている。この手続について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 事業者の公募に係る審査を適切に行うべきもの

館は、「都立中央図書館食堂・カフェ・自動販売機設置業者募集要項」（以下「要項」という。）を定め、事業者を公募により選定している。この選定手続について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(ア) 要項によると、応募資格要件として、資産状態が良好であることを挙げ、そのことを確認す

るために、直近2か年の財務諸表を応募時に提出すること定められている。しかしながら、館は、直近1か年の財務諸表のみの提出をもって、この応募資格要件を満たすものとしている。(イ) 要項によると、応募資格要件として、税金を完納していることを挙げ、そのことを確認するために、直近1か年の法人税及び法人事業税に係る納税証明書を応募時に提出すること定められている。しかしながら、館は、法人税の確定申告書のみの提出をもって、応募資格要件を満たすものとしている。

(ウ) 応募申込書及び使用許可手続上の事業者名は個人名となっているが、館は、応募資格要件を判断する際に、当該個人が代表取締役を務める法人名での書類を用い、審査を行っている。

館は、事業者の公募に係る審査を適切に行われたい。

(教育庁)

イ 使用料の減額手続を適切に行うべきもの

館は、使用許可に際して、食堂及びカフェの使用料を50%減額しており、減額の要件として、食堂またはカフェのいずれかにおいて、計画的に障害者(児)の職場実習の受入れを行うこととしている。これは、食堂やカフェにおいて障害者(児)の職場実習の場を提供することが、都教育委員会による障害者の就労の促進及び特別支援教育を推進する目的と合致することから、「教育財産管理規則」について(昭和42年2月20日付42教総財発第64号)に基づき、使用料を減額するものである。また、この要件を満たしたかどうかは、使用許可期間中の年度終了ごとに判断し、要件を満たさなくなった場合には、減額の適用を行わないこととしている。

ところで、障害者(児)の職場実習の受入れの実績を確認したところ、使用許可開始当初から監査日(令和5年5月29日)現在まで、受入れの実績はなかったことが認められた。

館によれば、コロナ禍や図書館の空調設備工事等による断続的な休館や利用制限が継続したことにより、事業者による実習生の計画的な受け入れは困難であったとしている。

しかしながら、館は、年度ごとの減額要件に係る判断を行っておらず、適切でない。館は、使用料の減額手続を適切に行われたい。

(教育庁)

ウ 食堂等の運営に関する協定書の内容を遵守させるとともに必要に応じて見直すべきもの
館と事業者は、食堂等の運営に関して、協定を締結している。この協定の内容について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(ア) 協定書第8条に、事業者は、食堂等の販売品目及び価格について、館の承認を得なければならないとあるが、館は、事業者からこれらの提出を受けていなかった。

(イ) 協定書第8条の2に、食堂及びカフェのメニュー表示は、英語で併記することとあるが、監査日(令和5年5月29日)現在、英語併記はされていないであった。

(ウ) 協定書第16条に、事業者は、前月分の収支報告を毎月、館に提出しなければならないとあるが、館は、事業者からこの提出を受けていなかった。

(エ) 協定書第17条に、事業者は、前月分の廃棄物排出量の報告を毎月、館に提出しなければならないとあるが、館は、事業者からこの提出を受けていなかった。

館は、事業者が協定書の内容を遵守させるとともに、不要と考えられる項目については削除する等、協定書の見直しをされたい。

館は、教育財産の目的外使用許可の手続について、適切な事務処理を行われたい。

(教育庁)

(表10) 使用許可の概要

使用者	個人A	
使用財産	建物 75.34 m ² (食堂 62.11 m ² 、カフェ 8.28 m ² 、自動車売機 4.95 m ²)	
使用許可期間	令和2.10.1～令和5.9.30	
使用料 (注)	令和2年度	263,431円
	令和3年度	793,676円
	令和4年度	966,092円
	令和5年度	522,645円
	合計	2,535,844円

(注) 減額後の金額。また、館からの休業要請による遅延(予定を含む。)を差し引いた金額。

(その他)

(9) 学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの
都立学校において生徒または生徒の保護者(以下「生徒等」という。)が負担している経費は、大きく公費と私費に分けられる。私費は、図1の使用に充てるため、学校長が徴収して管理している。

私費のうち、校外学習・修学旅行等の費用、副教材・実習材料に係る購入費用等、生徒個人に帰属するものについては、積立金・教材費として、学校長が徴収して、生徒個人別に管理し、卒業時には残金を清算し、生徒等に返還する。

都立学校教育部が定めている「学校徴収金等事務手引」によると、徴収金額は、過去の徴収・執行実績を基本とし、教育課程や実施行事の変更等を反映させる。繰越金(修学旅行等のための計画

的なものを除く。)や卒業時の返還金が予算の2割から3割を超えるような額とならないよう、過去の決算を参考に十分な金額の精査を行うとしている。

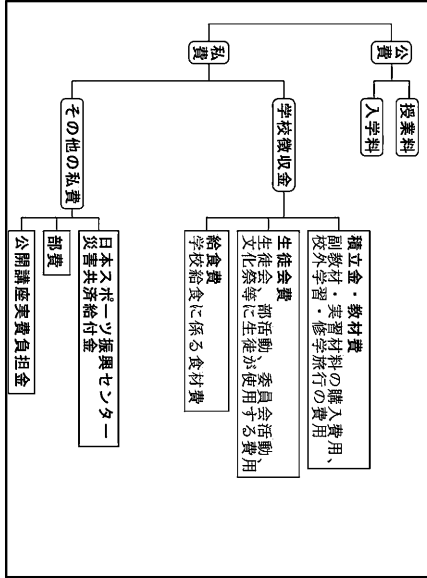
しかしながら、永福学園、青島特別支援学校、忍岡高等学校、飛鳥高等学校及び大田桜台高等学校においては、過去の徴収・執行実績に基づき翌年度の徴収金額の精査を行っていないことなどにより、修学旅行に係る費用を除き、表11のとおり、少なくとも徴収額の5割近い金額を繰り越しまたは返還しており、適正でない。

各学校は、前年度決算を十分に踏まえ、教材費等の徴収金額を決定されたい。

部は、手引に基づき徴収金額を検討するよう各学校を指導されたい。

(教育庁)

(図1) 生徒等が負担している経費等の位置づけと分類



(表11) 修学旅行積立金を除く教材費等会計の収支状況の例

学校名	会計名	収入計 (A)	支出計 (B)	翌年度繰越・返還 (C=A-B)	繰越・返還率 (D=C/A×100)
永福学園	高等部	714,330	196,106	518,224	72.5
青島特別支援学校	3年生	1,592,481	882,003	710,478	44.6
忍岡高等学校	2年生	1,111,666	381,990	729,676	65.6
	3年生	13,099,258	6,089,412	7,009,846	53.5
	2年生	13,758,641	5,828,681	7,929,960	57.6
	1年生	10,655,000	4,927,191	5,727,809	53.7
飛鳥高等学校	3年生	27,983,421	8,922,494	19,060,927	68.1
	2年生	11,772,441	5,642,215	6,130,226	52.0
	3年生	15,283,544	5,709,090	9,574,454	62.6
大田桜台高等学校	2年生	15,912,774	3,098,652	12,814,122	80.5

(単位：円、%)

(その他)

(10) 給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改めるべきもの

都立学校教育部は、平成29年度から、東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱(平成29年4月25日29教高第228号)に基づき、生活保護を受けている世帯等に属する国公立高等学校の生徒に対し、生徒又はその保護者(以下「保護者等」という。)からの申請に基づき、模擬試験等、学習成果を明らかにし希望する進路の実現に必要な教育活動に係る経費等を補助している。

補助限度額は年間3万円または5万円で、交付決定は毎年度6月以降であり、令和4年度の交付状況は、表12のとおりである。

学校は、私費として給付型奨学金会計を設け、概算払いにより交付された給付型奨学金を管理しており、交付対象者が補助対象となる教育活動に参加することによる経費に充当し、年度末に使用しなかった残額を都に返還している。

教育活動に係る経費は、本来、毎年度保護者等から学校長が徴収して教育活動に係る経費を管理している学校徴収金(以下「積立金・教材費会計」という。)から支払われているが、給付型奨学金の交付対象者が補助対象となる教育活動に参加した場合には、その経費が給付型奨学金で充当され、積立金・教材費会計には補助された充当金額が残ることとなる。

ところで、忍岡、大田桜台、飛鳥各高等学校において、積立金・教材費会計について見たところ、給付型奨学金の交付対象者について、保護者等から徴収する積立金・教材費会計の金額を減額しておらず、また、給付型奨学金の補助金額が確定する年度末においても保護者等に補助相当額の学校徴収金を返還していない。

この結果、給付型奨学金の交付対象者については、給付型奨学金の補助額が積立金・教材費会計に残り、卒業時に残金が保護者等に返還される時に初めて給付型奨学金により保護者等の学校徴収金負担額が軽減される効果が発揮されることとなる。

給付型奨学金は保護者等の経済状況にかかわらず、生徒が自ら望む教育活動への参加機会を確保することを目的としており、給付型奨学金の交付により、保護者等への学校徴収金にかかる教育費負担を軽減する効果が生じるものであるのに、各校が給付型奨学金の補助対象者について学校徴収金の徴収金額を減額せず、給付型奨学金による学校徴収金の負担軽減効果が卒業時まで発現しない状況となっていることは、給付型奨学金の交付目的に沿っていないものと認められ、適切でない。

このことについて、給付型奨学金の交付事務を行っている都立学校教育部について確認したところ、各学校におけるこれらの状況を把握しておらず、また、給付型奨学金交付の効果が速やかに保護者等にもたらされるよう事務処理の手順を定めていなかった。

部が、給付型奨学金交付の効果が速やかに保護者等にもたらされるよう事務処理の手順を定めた上で高等学校に対し指導をしていないことは適切でない。

各学校は、給付型奨学金の交付目的に沿って、対象生徒の保護者等の私費に係る教育費負担が速

やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改められたい。
 部は、全ての学校において対象生徒の保護者等の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう、給付型奨学金に係る事務処理手順を定めた上で、学校を指導されたい。

(教育庁)

(表12) 給付型奨学金の交付状況(抜粋)

(単位:円、%)

学校名	人数	概算払額	精算額	執行率
忍岡高等学校	138	5,640,000	3,591,382	63.7
大田桜台高等学校	109	4,650,000	2,188,741	47.1
飛鳥高等学校	179	7,490,000	5,584,311	74.6
都立高等学校190校合計	24,591	1,031,648,486	577,199,627	55.9

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号 二七〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

